

南足柄市及び足柄上郡(中井町、大井町、松田町、開成町、山北町)における建築基準法による高さ制限等について

令和8年10月1日現在

用途地域等 項 目			都 市 計 画 内 ※1 ※2														都 市 計 画 区 域 外 ※3	
			第1種 低 層 住 居 専 地	第2種 低 層 住 居 専 地	第1種 中高層 住 居 専 地	第2種 中高層 住 居 専 地	第1種 住 居 地 域	第2種 住 居 地 域	準住居 地 域	近 商 地 域	隣 業 地 域	商 地 業 域	準工業 地 域	工 地 業 域	工業地 業 域	用途地 域の指 定のな い区域 (非線引 き)		市街化 調整 区 域
南 足 柄 市 及 び 足 柄 上 郡	絶対高さ制限 (m)		10m														10m	
	最低敷地面積 (㎡)																	
	外壁の後退距離 (m)																	
	斜 線 制 限	道路斜線	適用距離	20m														20m
			勾 配	1.25勾配							1.5勾配					1.25勾配		1.5勾配
		隣地斜線	立ち上がり			20m					31m					20m		
			勾 配			1.25勾配					2.5勾配					1.25勾配		
		北側斜線	立ち上がり	5m														
			勾 配	1.25														
	日 影 に よ る 制 限	対象建築物		軒の高さ>7m 又は地上階≧3		建築物の高さ>10m						建築物 の高さ >10m				建築物 の高さ >10m		建築物 の高さ >10m
		平均地盤面からの 高さ (m)		1.5m		4m						4m				4m		4m
		日影規制時間 (時間)		(一) 3時間・2時間		(二) 4時間・2.5時 間		(二) 5時間・3時間				(二) 5時間 ・3時間				□ (二) 4時間・ 2.5時間		4時間・ 2.5時間

※ 県所管区域全域を、盛土規制法に基づく規制区域(宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域)に指定しています。

なお、松田町、山北町の一部については、特定盛土等規制区域がありますが、他の区域は、宅地造成等工事規制区域となります。

※1 高度地区は、全域ありません。(高度利用地区については、南足柄市大雄山駅前が指定されています。)

※2 地区計画・建築協定の区域、景観法に基づく届出・規制については各市町にお問い合わせ下さい。

※3 都市計画区域外の区域は松田町と山北町の一部にあり、神奈川県建築基準条例による基準が適用されます。

なお、自然公園法等特別地域については適用されません。